



## 目次

- 2 Global Patent Indexに  
経過情報収録
- 3 論説
- 3 Espacenetチームより3つの  
ニュース速報
- 4 特許の高品質な経過情報データが  
ビジネスで必須に
- 5 専門家のための  
特許情報サービス
- 6 特許情報を最大限に活用する  
ための統計分析の利用
- 7 意思決定者のための特許統計
- 7 特許情報セミナー及びオンライン  
セミナーのスケジュール
- 8 リーガルステータスデータにより  
競合他社に 関する意外な事実が  
どのように 明かされるか
- 9 2013年12月、  
European Patent Registerが  
改善される
- 9 European Patent Register及び登録  
アラートサービスについての調査
- 9 公報コーナー
- 10 2014年から官報が完全に電子版に
- 10 中国及び韓国でのイベント
- 11 アジアニュース
- 12 その他のニュース



## 欧州特許条約の40年

式典では特許情報に基づいたコンペティションも行われました。

欧州理事会議長であるHerman Van Rompuyは、10月17日の調印40周年式典で、欧州特許条約について“欧州統一の新たな分野を開いた、洞察力とひらめきの瞬間である”と述べました。

全ての元EPO長官、及びIP分野で重要な役割を果たし又現在も果たしているたくさんの方々が登場し、このイベントは祝典の年のクライマックスとなりました。

### シンポジウム

10月17日にミュンヘンで開催されたシンポジウムは、40年に渡る成功を振り返るだけでなく現在の進歩の重要性を強調する機会でもありました。

多くの講演者の見解を反映して Herman Van Rompuyは、最初の統一特許が有効となり統一特許裁判所が開始される日を心待ちにしていると述べ、加盟国ができる限り早急に該当する協定を批准することを呼びかけました。

### 栄誉の殿堂

10月17日にミュンヘンのドイツ博物館でBattistelli長官によりオープンされた新しい栄誉の殿堂は、欧州発明者賞の最終受賞候補者及び受賞者の傑出した創造性と革新性を称えました。

展示会では7組のイノベーターとイノベーションチームの作品を紹介し、発明の広範囲に及ぼす影響を実証しています。

栄誉の殿堂は移動展示会で、2014年1月末までドイツ博物館で開催されています。



## コンペティション

特許情報の重要性を認識して、式典では特許情報に関する催しも行われました。これは、大学生達に利用可能な特許文献の財力を探索し、特にグリーンテクノロジーと環境維持開発のセクターにおいて新しいイノベーション領域を提案することを推奨するコンペティションという形をとりました。

コンテストの参加者は、将来の研究開発の対象となり得るリサーチプロジェクトを定義し、以下を含んだ論文を提出しなければなりません。

- 環境維持テクノロジーに関する5つの分野のうちの1つで現在直面している技術的課題の詳細
- その課題領域で現在利用可能な最先端の技術の紹介
- 選択した技術領域の課題に対して提案する解決策について、市場可能性についての概要説明

国際的な審査員により受賞者が選ばれ、10月17日のミュンヘンでの授賞式に招待されました。受賞者は：

- スペイン、ブルゴス大学のJavier García LomilloとRaquel del Pino García。ワイン産業の副産物である葡萄の絞りかすから抽出した塩代替物の特性と製造工程を述べたプロジェクトに対して。（“持続可能な食品製造”のカテゴリー）
- ルクセンブルグ大学のJoana Tarrés Font。ソーラーテクノロジーを用いた製鉄工程における熱回収についてのプロジェクトに対して。（“環境に優しいエネルギー生産及び貯蔵”のカテゴリー）
- クロアチア、オシエクのJosip Juraj Strossmayer大学のIvan Kovač、Marija Kovač、Ivana Ćurković、Goran Miljić。食品産業で使われる原材料から生まれるリグノセルロース系廃棄物を分解するために微生物を使用した水平型バイオリアクターの設計及び製造のプロジェクトに対して。その生成物は、バイオエタノール、酵素、抗生物質、飼料を作るために使用できます。（“廃棄物処理、リサイクル、都市鉱物”のカテゴリー）

- Jポルトガル、Aveiro大学のJorge Bandeira。エネルギー消費、汚染物質及び交通騒音を最小限に抑えることを目的としたエコレーティングと交通管理ストラテジーを評価する仕組みのプロジェクトに対して。（“スマート運送及び交通管理システム”のカテゴリー）
- フランス、カシャンの高等師範学校のClément Chabanas。家の室内ではなく、壁の内側で計測した温度を基に暖房の2つ目の制御ループを作ることでエネルギー消費を抑え、低エネルギー住宅での暖房を制御するスマート温度自動調節器のプロジェクトに対して。（スマートハウステクノロジーのカテゴリー）



従って、Isarビルディングの所在地住所はもはやErhardtstrasse 27でなく、Bon-van-Benthem-Platz 1, 80469 Munichです。

郵便物の住所には変更はありません：  
80298 Munich Germany

## ミュンヘンのEPOの新住所

欧州特許条約調印の40周年を記念し、EPO本部（Isarビルディング）前のエリアをEPOの初代長官であるJohannes Bob van Benthemに敬意を表してBob-van-Benthem-Platzと名付けることにミュンヘン市議会が賛同しました。ミュンヘン市長のChristian Udeが10月17日の落成式を執り行いました。

## 記念本

“The European patent”という題名の記念本をParis-Sorbonne大学のPascal Griset教授が執筆しました。csc@epo.orgで購入可能です。

欧州特許条約の調印40周年に関する詳細はEPOのウェブサイトwww.epo.orgをご覧ください。

## GPI

# リーガルステータスがGlobal Patent Indexに

特許出願は取り下げられたか拒絶されたか？登録された特許はまだ有効か？期限が切れたか？消滅したか？誰のものか？取り消されたか？

現在Global Patent Index (GPI)はリーガルステータスデータを収録し、検索可能です。

この変更により、GPIは60を超える特許機関を網羅して、世界中のリーガルステータスデータベースを検索するためのEPOのプロダクトの中でユニークなツールとなりました。

フロントファイルデータはすでに全て検索可能であり、2014年初頭にはデータベース全体まで範囲を広げる計画です。より興味深い検索機能が開発途中です。

詳細は、www.epo.org/gpiのユーザーマニュアルの最新版でGPIの経過情報検索をご覧ください。

ID	Result	Query	Database
\$3	110	\$1 and \$2	GPI 2013/45
\$2	109 780	APP = shell	GPI 2013/45
\$1	20 1 763	EVC = PG25	GPI 2013/45

# 40年の欧州特許条約、 25年の特許情報方針

10月の特許情報カンファレンスで、特許情報はEPOの最優先事項の一つであったとBattistelli長官が出席者に向けた演説で述べた時、長官は、近年強化されているEPOにおける長い伝統を裏付けていたのです。

10月17日にミュンヘンで欧州特許条約の40年を祝うイベントが開催された時、特許情報が必須要素である欧州の特許システムの成功を人々は認識していました。確かに、他のどの特許庁でもこれほど世界的特許データを入手可能で利用可能にしてはいないといいでしょう。

さらに今年6月に祝ったイベントは、EPOのAdministrative Councilが欧州の特許情報方針を提起した日から25周年の記念イベントです。

1988年のこの画期的な決断は、特許情報を永久のものとし、イノベーションのプロセスにおける重要な要素として特許情報が研究や産業で使用されることを奨励し、特許情報をできる限り広範に広げたいとEPOが願っているということを明らかにしました。1988年以降に行われた様々な適応化や近代化によりこの方針は強化され、

EPOは、特許情報を広範に広めるために最新のテクノロジーを使用してきました。

共通の特許情報方針で合意に達するためのIP5レベルで実施中の協議は、いかにEPOの考えが世界中に広がり他の全ての主要な特許庁で採用されてきたかということの証明です。世界的特許情報のリーダーとしての我々の役割が今後何年にも渡り定められています。それは、ヨーロッパにいる我々が確実に誇れるものです。



Richard Flammer



Richard Flammer  
特許情報及びヨーロッパ特許アカデミー  
主席部長

## ESPACENET

# Espacenetチームより3つの ニュース速報

### 640万件の日本語文献が全文に

10月初旬よりEspacenetは640万件の直近の日本語文献を機械可読な全文テキストで含み、その数は今後増える予定です。

テキストは完全にコンピューターで解読できるため、EspacenetのPatent Translateを用いて英文訳を手に入れることができます。

### 新しい分類機能

2013年12月より、特定の特許に対して表示される分類情報は、例えば、コンビネーション・セットやその国の特許庁で付与されたCPC (Cooperative Patent Classification) コードを含むように強化されます。

2014年初旬からはClassification検索エリアのCPCブラウザは、ユーザが強化機能を表示するかどうかを選択するよう表示、非表示のオプションを備えます。定義、注釈、警告、改定日時などの追加情報のCPCスキーマ内での表示は、ユーザが選択可能です。



選択した場合は、2000シリーズコード (旧ICOコード、Patent Information News 2/2013の6ページ参照) はインターリーブで表示されます。

### EP及びWIPOデータベースのフルバックファイル

2013年末までにAdvanced検索でアクセス可能なEP及びWIPOデータベースの再構築が行われます。

これによりEP及びWIPOの全バックファイルをEspacenetに追加することが可能となり、完全にテキスト検索可能となります。フロントファイルは自動的に毎週更新されます。

# 特許の高品質なリーガルステータスデータが ビジネスで必須に

“高品質な特許のリーガルステータス情報を提供することは、堅固な特許権を付与することと同様に重要なことである”。これは、10月22日から24日にボローニャで開催されたEPO特許情報カンファレンスでSusanne Hantosが基調講演で述べたメッセージです。

Patent Information Users Group (PIUG)の代表であるMs Hantosが、3日間に渡るリーガルステータスデータに関するプレゼンテーションとディスカッションの論調を定めました。“特許が登録されるまでではなく、その特許が生存している間はずっと品質を維持しなくてはなりません。”と彼女は述べました。

特許の貧弱なリーガルステータス情報は、外国からの投資を遅らせたり、阻止することさえありますと彼女は指摘しました。ビジネスでは、特許で何が保護されるのかを確認できない国への投資は敬遠されますと述べました。これは、グローバルなビジネスコミュニティが確信を持って利用することができる特許に関する“正確でタイムリー、明確でアクセス可能なリーガルステータス情報”を提供すること、を意味します。彼女は、追跡が難しいことで有名な特許権利者の名前への問題へ特に注意を向け、特許の持ち主が変わる場合に公表するよういっそうの対策がなされるべきと要請しました。

Ms Hantosにより議論されたテーマを取り上げながら他の演者達は、今日特許サーチャーがどのように仕事をしているか、そして将来すばらしいリーガルステータス情報を利用できるようにするために特許庁にして欲しいとサーチャー達が望むことを発表しました。

## 正確に検索できること

Landon IPのKristin Whitmanは、どのリーガルステータスデータが利用可能であり、何が利用可能でないかの十分な理解が必要だとの話をしました。



この“情報についての情報”は、データ自体と同じくらい重要となると彼女は説明しました。例えば、データベースに譲受人の変更が記録された場合やデータベースが最新であるかどうかを知る必要があります。この点に関して洞察を与えてくれる、EPOのウェブサイト上の統計ファイルを彼女は強調しました。リーガルステータス情報におけるエラーや省略は非常に高くつく、ということが“正確に検索できること”のメインポイントであり、

たくさんの演者が取り上げたテーマでした。特許庁やデータベースプロバイダが正確に検索できるように、彼ら全員が方策を提案しました。



Gerben Gieling (Synthon)は、データがどの時点までのものかを示す明確な情報が検索中に画面上に表示されること、そして調査期間を正しいフォーマットで入力するためのアドバイスを要望しました。

Jane Listは特許の生死を確認するための総合的な秘訣やコツを提供し、Thomas Lorenz (PDGの代表)は、参加する責任とはっきり要望を伝える責任がユーザにあるとしました。

## 分散化 vs 集中化

ボローニャで発表されたEPOの大規模プロジェクトの一つは“欧州連合特許登録” (Patent Information News 2/2013、4ページを参照)の計画です。それが開始されるとこの新しいシステムは、オンデマンドでヨーロッパ中の特許登録からデータを取り出し、参加国での欧州特許のステータスの概要を表示します。画面上のデータは責任ある特許庁から直接届くことになるためこれは相当な利益をもたらすし、まさに最新の情報なのです。

ボローニャのパネルディスカッションでは、分散化させたデータ検索が将来の経過情報サービスが向かう方向かどうかを検討され、それは確かに重要な前進の一步であるとの迅速な結論がなされました。しかし、新しい分散化アプローチは、検索と分析にとって今後も無くてはならないであろう既存の集中化アプローチを置き換えるものではなく、それを補完するだけのものであるとパネリスト達は強調しました。

## 統一特許に対する 特許サーチャーの見解

ヨーロッパで統一効果を持つ特許がまもなく開始されるとPatent Information News 2/2013の特集記事で論じました。そして出席者がカンファレンスに来た理由としてあげたトップが“統一特許”であったことは驚くことではありませんでした。予期したとおり、出席者は現在メディアが論じている統一特許に関連した法的な疑問に主に注目したわけではなく、むしろ情報の面に注目しました。この領域では、出席者の最も明確な要求は、簡単に統計分析を行うための手段を得たいということでした。これを達成する最良の方法は、新しい2文字の国コード又は統一特許のための新しい種類のコードを作成することだと多くの参加者は感じていました。

## リーガルステータス情報の統計分析

特許サーチャーにとって関心が高くなりつつあることは、統計分析を行うためのリーガルステータス情報の利用です。特定技術で多数の特許が有効である国を特定するために、

1) <http://www.epo.org/searching/data/data/tables.html>

どのように毎年の更新料の支払いに関するデータを利用することができるか、失効数と異議の数との間に関連があるかどうかを見るために、どのように異議に関するデータを利用することができるかをAWAPATENTのMarjolaine Thulinがデモンストレーションを行いました。しかし、このような仕事はまだ初期段階にあり、それを成熟させるためにはツールの改良が必要であるとユーザは感じていると彼女は指摘しました。特に、彼女はより少数でより一貫した国を跨いだリーガルステータス情報コードを要請しました。それは、比較研究をシンプルでより信頼できるものにします。

### EPOが世界中のリーガルステータス情報におけるEPOの役割を引き受ける

“高品質データを備えた最も包括的なデータベースを構築する”というEPOの義務をBattistelli長官は参加者へ向けた発言の中で繰り返し述べました。特許情報は引き続き“EPOの最優先事項”であり続ける、と彼は述べました。彼はさらに、“彼らの貢献は堅固な特許情報環境にとってなくてはならないものであった”として、Patent Documentation Group、Patent Information User Group、

各国の団体等の組織立ったユーザグループの仕事に対してEPOが感謝していることを付け加えました。彼は、盛大で活発なユーザコミュニティを歓迎し、“特許情報の専門家達がふさわしい評価を得るためのどのような取り組みも奨励します。彼らの努力は非常に貴重であり正当に認められなければならない。”と述べて発言を終えました。

ボローニャでのEPO特許情報カンファレンスの後、ヨーロッパの産業にとって、特許に関連する意思決定においてリーガルステータス情報が果たす役割の重要性に疑いの余地はありません。特許情報の責任者でEPO副長官であるRaimund Lutzは、重大なビジネス上の決断はリーガルステータス情報検索にかかっているということEPOは理解していますと閉会のスピーチで述べました。“工場が建設され、職が生まれ、製品が発表されるかどうかは、特許サーチャーの発見するものにかかっているのです”と彼は述べました。

EPO特許情報カンファレンスの詳細及びプレゼンテーションのダウンロードは、[www.epo.org/pi-conference](http://www.epo.org/pi-conference)をご参照ください。

### ボローニャでのEPO特許情報カンファレンス 2013の主要トピックス

リーガルステータスデータ	ビジネス上の意思決定におけるその重要性；正確に検索できること、統計分析及びその他諸々にリーガルステータス情報を使用する
連邦特許登録	加盟国で有効となった欧州特許について特許登録データを統一する新しいコンセプト
統一特許	2015年に有効となる、特許情報に関連した側面を参加者達が議論しました。
ユーザの役割と特許情報への影響の与え方	Patent Documentation Groupの代表からの特許情報の議論へより多くのユーザが参加することへの呼びかけ
共通特許分類	2013年1月にEPOとUSPTOで有効となった当該新分類システムの概要
アジアのニュース	アジア、特に日本、中国、韓国、台湾からの特許情報における最新情報

## 製品ニュース

# 専門家のための特許情報サービス

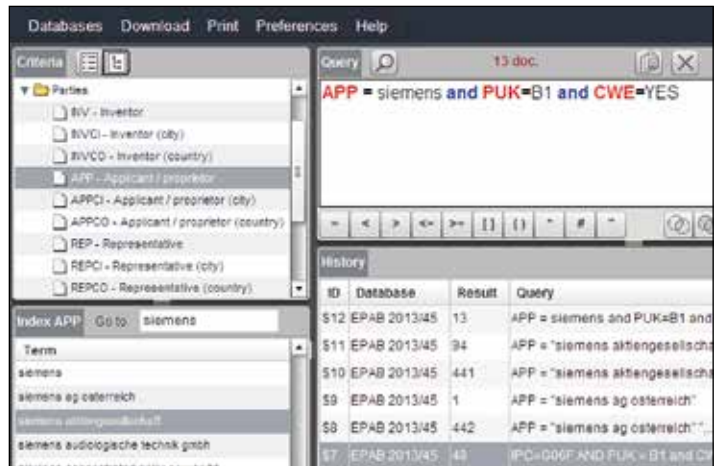
### 欧州特許文献の無料調査

“専門家のための特許情報サービス”は、Espacenetでできる以上の検索機能を上級ユーザに提供する様々なEPOデータベースの共通プラットフォームであり、以下を含んでいます：

- 複雑な検索クエリー
- 検索クエリーの保存及び呼び出し
- スペル不一致の確認などを可能とする検索インデックスの表示

データベースの1つは無料であり欧州特許の出願と明細書（EP-A及びEP-B文献）を網羅しています。以前は最近4週間の公開に限定されていましたが、コレクションは現在徐々に拡大しています。現在では2013年9月以降の全データを含んでいます。2014年中には、EPOは1978年以降の全バックアップを追加します。

[www.epo.org/pise](http://www.epo.org/pise)で実際にお試しください。



## 特許情報を最大限活用するための統計分析の利用

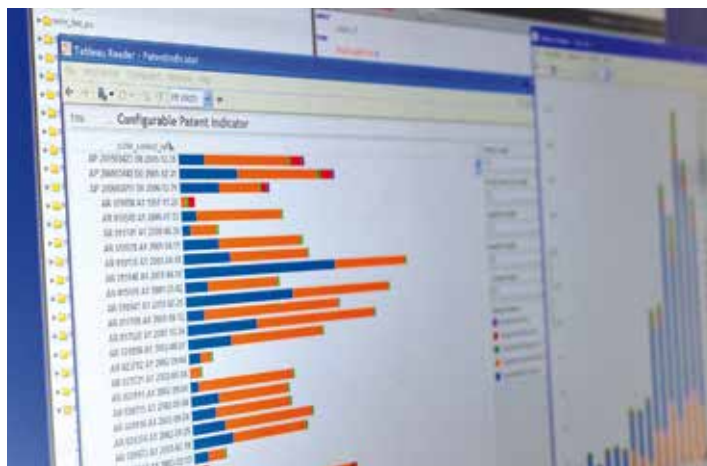
ニューヨーク、リオ、東京—旅行パンフレットの一文のように聞こえるものは、多くのテクノロジー志向の企業にとって刺激的であるが厳しい日常生活の要求が厳しいところでもあります。このような企業の多くは現在、異なる市場や異文化において増え続ける競合他社を持つ国際的なプレーヤーです。しかしながら、近年急に増加した入手可能な技術情報及び経済情報の量が、現在起こっていることに遅れずについていくことや、重要な企業の決定にとって不可欠な情報を生み出すことをますます難しくし、これらの企業に大きな課題をもたらしています。

現在の世界では、技術情報や経済情報を利用できないことは技術志向の企業にとって壊滅的な影響を与えます。特許データは、出現しつつあるテクノロジー分野やセクター全体での情報の中心源となります。この情報は、特に競合他社が競争力を得るために特許データを集中的に活用している場合、企業にとって重大なものです。

特許の統計分析により、このような課題に直面している企業はその分野の概要を得ることができ、関連する情報を収集し競争力を高めるための特許データの体系的な評価を行うことができます。

### 従来の特許調査との違い

特許の統計分析は従来の特許調査とどのように違うのでしょうか？ テーマ調査やfreedom-to-operate調査を含む従来の特許調査は、一般的に個々の特許文献、もっと正確にはその技術内容、法的な保護範囲及び/又はリーガルステータス情報に基づいています。



それとは対照的に、特許の統計分析は、大量のデータを評価し分類するために用いられます。個々の特許文献に対して検索は行われず、それらの評価は行われません。むしろ、そのアプローチは統計的で、例えば、特許分類、調査コンセプト、企業名、正確な日付範囲又は地理的地域を用いて、特定分野における発明の適切で基本的な集合を作ることを伴います。発明がどのように関連付けられているかを示すために、この基本的集合の特許データが統計分析されます。それは、その特許文献の量でなければ実施不可能であったことです。

大量の特許データの統計分析は、しばしば“特許ランドスケピング”又は“特許インテリジェンス”と呼ばれ、後者は“ビジネスインテリジェンス”の概念をまねたもので、主要データの中の新しい関連性を正確に位置づけ、競争に抜きんでるために今では多くの企業が使用するものです。

### 企業内のターゲットグループ

企業の日々の経営において、特許統計分析は、マネジメント、R&D、知財部、法務部にとって非常に重要な特定の問題を処理することに特に適しています。

マネジメントは、最新のテクノロジーの傾向や生まれつつある市場の概要を得ることに特に熱心な場合が多く、競争相手の行動をより理解し、潜在的なライセンスや提携パートナーを特定しています。特許統計分析はこれらの全てで重要な役割を果たすことができます。

### 他のデータソースへのリンク

特許統計分析の付加価値は、特許の書誌データが他のデータにリンクしていると企業にとって特に魅力的です。これは、書誌データだけでは特許出願又は登録特許の動きのないイメージしか得られないためです。例えば、B1公報は登録特許の内容を開示します。しかしそれは、その特許が権利者により維持されているのか、又は係争中なのかは示しません。

しかし、この種の情報は技術エリアや競合他社を評価するには便利かもしれません。登録特許に対する異議申立が出されたという事実は、第三者がその特許に注目したということを示すだけではありません。それはまた、その特許に経済的価値があると第三者が考えたということを示します。そうでなければ異議申立をすることで発生する事務的及び経済的コストを正当化するのは困難だからです。従って、最終的に認められなかった異議申立は、その特許の強さを表すものと考えることができません。異議申立が認められなかった時に特許が登録された状態を維持している場合には、新しい特許明細書は公開されず、異議申立が出されたという事実が特許の書誌データからすぐに明らかになるわけではありません。従って、特許の書誌データのみに基づいて特許分析を行うことは、強い特許を明確に特定する方法ではありません。特許プロセスにおける出来事やリーガルステータス情報を含むことによってのみ、強い特許を確実に特定することができます。この情報は、あまり努力しなくても選択した特許について手動で入力することができます。しかし、このアプローチは、概要を掴む目的でテクノロジーの全領域を分析する時には、何千もの特許で評価が必要となるかもしれないため不適切です。

### PATSTAT:

### 特許の書誌データ及びリーガルステータス情報の統計分析のための包括的基準

欧州特許庁のPATSTATデータベースは、例えば強力な特許を特定するような、特許データの精巧な分析を行うためのユニークな基準を提供します。



## リーガルステータスデータにより競合他社に関する意外な事実がどのように明らかにされるか

2012年、アメリカでのPIUGカンファレンスで3M社のJohn Arenivar氏がプレゼンテーションを行いました。彼はある技術分野で競合している3社の欧州特許を比較しました。欧州特許を登録後に有効化した国、特許を生存させておく期間、他社への異議申立の出し方に関して、これらの企業が非常に異なった行動をとったことを彼は示しました。

John Arenivar氏のプレゼンテーションは公開されていませんが、それは、リーガルステータスデータは

かにできるか、ということスウェーデンのAWAPATENTのMarjolaine Thulin氏に着目する気にさせました。彼女は昨年10月のEPO特許情報カンファレンスでこの分野におけるいくつかのアイデアを発表し、次の質問を投げかけました。

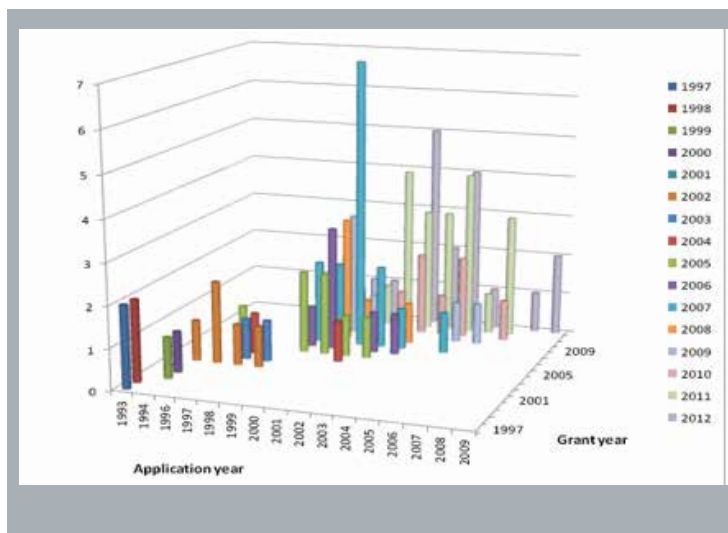
“手元のツールしかない平均的な特許情報の専門家としての私が、最近20年間のヨーロッパにおける特定の技術分野について調べ、次のことを知りたいとしたらどうでしょうか”

- いったん付与された特許はどこまでのくらいの期間生存しているのか？
- それらの特許が異議を申し立てられたかどうか、もしそうであれば結果はどうだったのか？

重要な特許は、長期間かつおそらく多くの国々で生存しているであろうと彼女は仮定しました。一方、強い特許であることを示すものは、異議を退けることのできる能力であるでしょう。

	1993-1997	1998-2002	2003-2007	2008-2012	1993-2012
All	185	269	195	29	678
Opposition	41	54	40	3	179
B2	24	12	1	0	37
Revoked	2	4	2	0	8
Opposition concluded	4	4	1	0	9
Still under opposition	11	34	36	3	84

EP granted patents for nappies by application date



84 granted EP patents still under opposition – distribution over time

Ms Thulinは、何を発見することができるかを調べるため、おむつに関する欧州特許を調べることになりました。技術が成熟して欧州特許機構の加盟国中で製品が使用されているという理由からこの分野を選択しました。Ms Thulinは、1993年から2012年間に提出された合計678件のEP特許を調査対象としました。指定国と失効情報を見ることで、特許権者にとってどの国が重要であるかについていくつかの結論に達しました。予想通り、その証拠はドイツ、フランス、イギリス、スウェーデン、そしてハンガリー、トルコを示しているようでした。

次に彼女は、678件の特許の部分集合、すなわち、いまだに異議を受けている84件を分析しました。これらのうちのいくつかは20年近く前の特許で、他は長期の審査期間がかかっているものでした。これらの状況は両方とも強力な重要な特許の指標である可能性があります。指定国での手数料の支払いについてのEPOのデータを見ると、ドイツ、フランス、イギリスの重要性が確認できました。しかし、トルコとハンガリーは多くの特許が有効化された国として浮上してきませんでした。

このプレゼンテーションの目的は、おむつの特許についての調査に関して述べることでありませんでした。

むしろそれは、そのような特許の分析がどのように行われ、何が障害となるかということを探るためでした。この点において、それは特許サーチャーがこの種の分析を始める前に慎重になるべき課題を明確にすることに成功しました：

-特許ファミリー -検索結果を歪めないために特許ファミリーメンバーをフィルター除くことが重要です。

-欧州特許機構の拡張 -

今日機構のメンバーである多くの国々が20年前はメンバーではありませんでした。したがって、分析では出願時にどの国が指定可能であったかということを考慮する必要があります。

-特許法の変化 -

ロンドン協定の導入のような法的変化が特許行動に影響を与え、従って統計にも影響を及ぼします。；例えば、ある国における有効化数の増加は、その市場への興味の高まり又はその国での特許有効化にかかるコストの減少を示すものかもしれません。

欧州特許のリーガルステータスデータを分析することによりユーザは強力な結論に達することができる、ということMs Thulinのプレゼンテーションは示しました。これらの結論が信頼できるものとなるためには、この種の作業における障害について知っておくことが重要です。

様々な国同士でデータ及びデータ形式に一貫性を持つことがリーガルステータス分析が将来発展するために必要不可欠であると彼女は強調しました。

Ms Thulinの論文及びプレゼンテーションスライドは[www.epo.org/pi-conference](http://www.epo.org/pi-conference)で入手できます。“Programme”をクリックしてください。".



## 2013年12月にEuropean Patent Registerが改良されます

12月初旬に登場したEuropean Patent Registerの新バージョンには多くの重要な改良が含まれています：

- All documentsセクション中のファイルに関連する全ての文書をZIP形式のPDFファイルとしてダウンロード可能です。
- European Publication Server上の欧州特許の全コレクションに対してEuropean Patent Registerからのリンクがあります。

-European Patent RegisterのSearch resultsセクション及びAll documentsセクションでRSS入力を使用可能です。

- 検索結果をXML又はCSVフォーマットでエクスポートできます。
- Register Alertメール通知は、特許文献のタイトル及び特許が失効した加盟国の情報を含んでいます。

この新バージョンでの改良についての詳細は、<https://register.epo.org> でリリースノートをご覧ください。

### リーガルステータスの統計分析のためのデータ

商用データベースの多くで、特許調査と統計分析の際にリーガルステータスを使用することができます。

昨年登場した“EPO worldwide legal status database”は商用データベースの代替手段であり、特に統計分析のために開発された（6ページ参照）EPO PATSTATデータベースを補完するものです。

ユーザは、両データベースを自らのデータベースインフラに統合することができ、又はウェブポータル経由でこのデータベースを使用することもできます。

詳細は[www.epo.org/patstat](http://www.epo.org/patstat)をご覧ください。

## ありがとう！

### European Patent Register及びRegister Alertに関する調査

最近完了したEuropean Patent Register及びRegister Alertサービスに関する調査は、すでにくつかりの興味深い結果を示しています：

- European Patent Registerのユーザの48%が民間企業で働く弁理士であり、次に多いユーザは知財コンサルタントです。
- European Patent Registerのユーザの95%はEuropean Patent Registerに満足している、又は非常に満足しており、Register Alertサービスの総合満足度は85%です。
- ユーザの約3分の1が31～40歳であり、その他の3分の1が41歳～50歳です。ユーザの3分の2が男性です。
- ユーザの約70%、特に40歳未満の若いユーザは、European Patent Registerのモバイルアプリが非常に便利であると感じています。

この調査はさらに多くの興味深い情報を含んでおり、現在EPOがそれを分析しています。結果が分かり次第、今後のPatent Information Newsで報告します。

2013年9月23日～10月21日に行われたこの調査の目的は、ユーザの属性と彼らの要求・要望を知ることでした。これは、EPOがEuropean Patent Register及びRegister Alertサービスアプリを改善し、それらをユーザの要求・要望に合わせていくための助けとなります。

TNS Info Research AustriaがEPOに代わって調査を実施しました。

合計266のオンラインインタビューが行われました。回答は全て極秘、匿名とされます。オンライン調査に参加して下さったEuropean Patent Register及びRegister Alertのユーザに感謝いたします。ユーザからの回答は大変価値のあるもので、それらはEuropean Patent Registerがユーザの要求を満たすサービスであり続けるために重要な役割を果たすことでしょう。

### 公報コーナー

“公報コーナー”ではEPOの公報に関する最新の統計を紹介します。

- EP-A1: 欧州特許出願（公開公報・サーチレポートあり）
- EP-A2: 欧州特許出願（公開公報・サーチレポートなし）
- EP-A3: 欧州サーチレポート
- EP-B1: 欧州特許明細書（登録公報）
- EP-B2: 補正された欧州特許明細書（登録公報）

注：表は、PCTルートによる欧州特許出願（Euro-PCT出願）に関する統計は含みません。それらはWIPOが公開し、英語、フランス語、ドイツ語以外の言語で書かれている場合を除きEPOが利用することはできません。現在全欧州特許出願の約60%がEuro-PCT出願です。

欧州特許公報 2013年1月～12月			
	2013年 週間平均	2013年1月～ 12月の合計	2012年との 比較変動
<b>EP-A 文献</b>			
EP-A1	1 012	52 634	1.3%
EP-A2	365	18 970	-1.9%
EP-A1 + A2 合計	1 377	71 604	0.9%
A1+A2合計のうちEP-A1の割合		73.5%	
EP-A3	336	17 483	-5.1%
<b>EP-B 文献</b>			
EP-B1+B2	1 301	67 661	1.6%

## 2014年から官報が完全電子版に

2014年初頭からEPOの官報は電子版のみの発行となります。EPOは紙版に替えて毎月発行する正式に認証されたPDFファイルに加えて、この官報でユーザの日常業務をもっと簡単にするために開発されたいくつかの新しい機能をEPOのウェブサイト上のOfficial Journalページで紹介いたします。

### HTML及びPDF形式による記事

将来、全官報の記事が個別にHTMLファイルとして入手可能になります。HTMLバージョンは補助画面上で読み込むことができ、記事中で引用された関連資料へのリンクを含みます。HTML記事のファイルサイズはPDFバージョンに比べて非常に小さく、それによりアクセス時間が早まります。

HTMLページでは公式言語の1つで記事を表示しています。しかし、ユーザが希望すれば、どの記事も3つの全ての公式言語で印刷できます。

### 新参照システム

新しい電子官報の発刊にともない、記事を参照する標準的な方法が変わります。EPOは今後、例えばOJ EPO 2013,239のようなページ番号と年の形式を用いませぬ。代わりに各記事は例えばOJ EPO 2014, A12のように、“A”で始まる参照番号を持ちます。これらの記事番号は、その年の最初の号の最初の記事のA1から始まり、その年を通じて順番に続きます。新しい年が始まると新しい連番が始まり、最初の記事が再びA1の参照番号を持ちます。

### より良い検索

最近導入された審判部のための検索インターフェースに対するポジティブなフィードバックを受けて、官報のインターフェースは同様の総合的な検索機能を含むようになります。ユーザは、記事内及び日付範囲内でフルテキスト検索を行うことができるようになります。ユーザは、検索を特定カテゴリの記事又は告知に限定することもでき、より複雑な検索にブリーク基準を使用することができるようになります。

### 完全なバックファイル

開始時は、検索エンジンはフロントファイル、すなわちOJ発行番号2014年1号以降に対して使用可能でしょう。しかし、利用可能なアーカイブは1978年以降の官報の全号を含むように早急に拡大されます。どんどん過去の号が検索可能になっていきますので、EPOウェブサイト上の告知にご注意下さい。

### 自動アラート

官報中でニュースが発表された時にそれを見逃したくないユーザには、カテゴリ化された自動更新のためのRSSフィードを使用するオプションがあります。またEPOは後々メールアラートサービスを導入することを検討しています。

### 無料一定期購読申込が不要に

最後の紙版は、最後の年間コレクションDVDと共に定期購読申込者が2014年1月初めに受け取る2013年12月号になります。その日付以降、全ての定期購読申込は自動的に終了します。オンラインの官報は無料となります。

EPOの官報は  
[www.epo.org/official-journal](http://www.epo.org/official-journal)  
入手できます。

## イベント

### 中国及び韓国のイベント

この9月、東アジアには再び世界の特許情報の専門家押し寄せました。彼ら全員がソウルの“特許情報Expo” (PATINEX) 及び北京の“中国特許情報年次会議” (PIAC) に出席するために訪れていました。

“明日のIP：東アジアのIP情報への洞察”という理念のもとに、韓国特許庁 (KIPO) 及び韓国特許情報院 (KIPI) が2013年9月5、6日にPATINEXを主催しました。その開始から9年でPATINEXは、約600の出席者を持つアジアの最も重要な特許情報イベントの一つとなりました。



アジアを焦点として、今年のイベントは中国、日本、韓国に加えてASEAN諸国にスポットライトを当てました。プレゼンテーションやワークショップでは、特許システムの新たな発展、IP係争の解決策、費用効率の良い特許情報の利用といったトピックスが取り上げられました。

北京でのPIACは中国特許庁 (SIPO) により2010年に開始されました。今年のカンファレンスは“特許情報及びイノベーションによる発展戦略”をメインテーマとして、SIPOのIntellectual Property Publishing House (IPPH)により2013年9月12、13日に開催されました。約1500人が、本会議に加えワークショップやディスカッションフォーラムを擁したこのイベントに参加しました。

主催者はWIPO、USPTO、JPO、KIPO、EPOから専門家を招き、主に中国の参加者に向けて統一特許、CPC、米国特許法といった新たな動きについての情報を提供しました。産業界、商用データプロバイダ、及び幅広い専門分野の公衆からの代表が、企業のIP管理、特許訴訟、特許検索・分析のためのオプションについて議論しました。

EPOもまた、アジア特許情報チームのスタッフが代表としてイベントに出席し、ブースを出しEPOの製品とサービスについてプレゼンテーションを行いました。

両イベントに関する情報はインターネット上の[www.patinex.org](http://www.patinex.org)及び[www.piac-china.com/eng/piac2013Index.html](http://www.piac-china.com/eng/piac2013Index.html)をご覧ください。

# アジアニュース

## SIPOが中国語ウェブサイトを再び開始

2013年11月初旬、SIPOは中国語ウェブサイト(www.sipo.gov.cn)の新バージョンを開始しました。それは一般的な文献検索、リーガルステータス検索、年金支払い情報、オンライン出願審査などのための中国語データベースへの主なエントリーポイントとなります。現在新しいウェブサイトは試験段階にあります。その間、ページの上方のボタンをクリックして古いウェブサイトを並行して使用できます。

SIPOの中国語ソースを説明しているEPOの現存する段階的な検索ガイドは既に、最新の環境でのユーザの作業を補助するようになっています。新しいウェブサイトが完成され次第、最新インターフェースに対応した検索ガイドを、www.epo.org/asiaのAsian patent informationのEPOの“virtual helpdesk”の“China—Searching in databases”セクションで公開します。

## インド特許庁の新しいオンラインリソース

インド特許庁は最近、“Dynamic Patent Utilities”及び“Dynamic Trademark Utilities”という、リアルタイムで更新されオンラインでデータを利用可能にするリソースを開始しました。

それらは様々なツールを含み、全ツールはオフィシャルウェブサイトwww.ipindia.nic.inからアクセスできます。

“expired patents”ツールは、期限の切れた特許又は更新料の不払いにより失効した特許を含んでいます。別のツールでユーザは、審査グループ(電気/電子、機械、化学、バイオテクノロジー)及び管轄(デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ)により登録、拒絶、又は放棄された特許出願を見ることができます。“Dynamic Trademark Utility”では商標ジャーナル中の公報、商標登録、出願の処分(例えば、放棄、拒絶など)、その他の通知を公開しています。

## JPOの特許審査ガイドラインの改定

日本国特許庁(JPO)は、審査ガイドラインを改訂し2013年7月1日以降の審査手続きに適用すると発表しました。改訂ガイドラインは、発明の単一性の要件を満たさない発明の場合に、審査する発明の範囲を拡張しています。さらに、いわゆるシフト補正(「発明の特別な技術的特徴を変更する補正」)の要件が緩和されました。

<http://www.sipo.gov.cn/>



View Details		Written Judgment	
View Details Trial History			
Instance	71101	Trial Type	가결결정통보
Trial number	2002101004610(2002원4610)	Trial Claim Date	2002.12.06
Trial Status	심결	Trial Petition Clause Count	17
Case Information	1998 년 특허출원 제 710368호	Trial decision	취소판결
Purport of Claim	「압출용롤기가된다.출원번호제10-1998-0710368호를 특허결정한다.」라는압출용롤기이다.	Decision Status	
Trial Date	2004.08.26	Decision Date	
Trial decision detail		Application Number	1019980710368
Related Trial number		Appeal To The Supreme Court	
Registration Number		Annexation Date	
Classification Code	A61K 38/13		
Annexation Trial No.			

KIPRISの新しい審判情報インターフェース

単一性の要件のためのガイドラインは2004年1月1日以降の出願に適用されます;シフト補正のためのガイドラインは2007年4月1日以降の出願に適用されます。詳細はJPOのウェブサイト

[www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/hatsumei\\_kaitei.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryoku/kijun/kijun2/hatsumei_kaitei.htm) (日本語のみ)をご覧ください。

## KIPRISでの審判情報の簡易検索

韓国特許データのためのKIPRIS検索システムでは、全てのフィールド名(例えば“審判タイプ”、“裁決状況”など)の英訳を審判情報の概要に含んでいます。各フィールドの内容はまだ韓国語のみですが、英語のフィールド名はどのフィールドに重要情報が含まれているかを外国のユーザが知るうえで役立ちます。韓国語の文章はオンラインの機械翻訳ツールの助けを借りて翻訳することができます。審判情報は、書誌データと共に表示される“judgement”というタブをクリックしてアクセスすることができます。

KIPRISデータベースの検索方法の詳細は、[www.epo.org/asia](http://www.epo.org/asia) アジア特許情報にあるEPOの“virtual helpdesk”の“Koea-Searching in databases”セクションをご覧ください。

## ASEAN諸国及び湾岸諸国の特許情報についてのバーチャル講座

EPOではASEAN諸国及び湾岸諸国の特許情報についての連続したバーチャル講座を2014年1月28日、2月4日に開催します。これらのショートセッションでは、特許システム及び登録手続きに関するいくつかの側面と無料データベースでの情報検索のこつについて、EPOのアジア特許情報サービスの専門家が概要を述べます。参加は無料です。[www.epo.org/vc](http://www.epo.org/vc) で詳細をご覧ください。

アジアニュースの詳細は、EPOのウェブサイト[www.epo.org/asia](http://www.epo.org/asia)の“Updates”セクションをご覧ください。

## お問い合わせ

Espacenet  
espacenet@epo.org

European Patent Register  
support@epo.org

電子出版物  
epal@epo.org

特許データ  
patentdata@epo.org

PATSTAT and IPscore  
patstat@epo.org

アジア特許情報  
asiainfo@epo.org

研修  
pittraining@epo.org

販売/カスタマーサービス  
センター(CSC)  
csc@epo.org

EPOカスタマーサービスは欧州特許に関するあらゆる問題のお問い合わせにご利用できます。  
Tel.: 00 800 80 20 20\*  
(月一金, 08.00-18.00, 中央ヨーロッパ時間)  
e-mail: info@epo.org

\* 或いは, +49 89 2399-4500 from  
(上記フリーダイヤルに掛けれない場合は、こちらの番号をご利用ください)



## World Patent Information

この国際的なジャーナル（論文審査有り）の最新号（Volume 35, issue 4, 2013）が、以下のトピックスに関する論文や短い論説を含んで電子版で発行されました：

- スペイン系企業による特許及びライセンス：入手可能な調査が明らかにすること
- 中国における電気自動車テクノロジー：試験的な特許分析
- 解読のイノベーション：イラン人発明家に付与されたUSPTO特許についての探求

- 17年ぶりにイタリアで再開される欧州特許庁特許情報カンファレンス：それまでの期間に関する見通し

より迅速に論文を発表するよう努力した結果、各号は含んでいる論文数により長さが異なっています。例えば、この号の論文数は平均よりも少ないですが、前号は平均を超えていました。

編集者のMike Blackmanはジャーナルでの発表を希望する論文を歓迎します。mblackman@tiscali.co.ukまでご連絡ください。

最新の論文はScienceDirect  
www.sciencedirect.com/science/journal/aip/01722190にあるジャーナルのサイトの“Articles in Press”セクションでご覧頂けます。

内容リスト、要約、論文のサンプルを含むジャーナルの詳細は  
www.elsevier.com/locate/worpatinをご覧ください。

### 発行情報

発行者: Richard flammer  
編集者: D. Shalloe, K. Maes, S. Heitkamp-Toschner  
寄稿者: N. Clarke, R. feinäugle,

C. Kämmer, A. Lahaye,  
P. Le Gonidec, J. Mühl,  
Y. Sánchez García, C. Soltmann  
デザイン: Atelier 59

### Patent Information News

発行元  
欧州特許庁  
ウィーン支局  
特許情報局  
Rennweg 12, 1030  
Vienna, Austria  
Tel.: +43 1 52126 0

この刊行物で述べられた見解は、必ずしもEPOの見解ではありません。

Espacenetは登録商標です。

ISSN 1024-6673

## East meets Westフォーラム

2014年4月10、11日、ウィーン

アジアの特許情報に関するEPOの年次フォーラムEast meets Westが2014年4月10、11日にウィーンで開催されます。

プレカンファレンス・トレーニング講座が2014年4月9日に開かれます。

www.epo.org/learning-events/events/conferences/emw2013.html

## 予定を開けておきましょう

EPO特許情報カンファレンス：  
2014年11月4～6日、ワルシャワ

来年の特許情報カンファレンスはポーランドのワルシャワで開催されます。ポーランド特許庁との共催です。

www.epo.org/pi-conference



© Jacek Kadaj - Fotolia.com